

飯能市農業委員会の委員募集要項

1 募集人数

10人

※飯能市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の両方に推薦又は応募することができますが、他市も含めて両委員を兼ねることはできません。

2 任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間

3 身分及び報酬の額

飯能市の非常勤の特別職職員として月額36,000円

4 職務内容

- (1) 農業委員会の会議に出席し、農地法や他の法令に基づき、農地の権利に係る許可等に関して審議を行います。また、審議に関連する現地調査を行います。
- (2) 飯能市農業委員会の農地利用最適化推進委員と連携して、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に関する活動を行います。

5 応募資格（申込みができる方）

被推薦者（推薦を受ける者）及び応募者（以下「申込者」という。）は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方です。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号、以下「法」という。）第8条第4項の規定により委員となることができません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

6 推薦及び応募に係る手続等

推薦及び応募の方法は、農業者又は農業関係団体等からの推薦を受けて申し込む方法と自ら応募する方法の2通りがあります。

(1) 応募書類

[推薦] 推薦を受けて 申し込む場合	様式	飯能市農業委員会の委員申込書（様式第1号）
		飯能市農業委員会の委員推薦書（様式第2号）
[応募] 推薦を受けずに 自ら申し込む 場合	添付書類	申込者の住民票の写し1通（本籍地の記載があり、マイナンバーの記載がないもので、発行後3か月以内のもの） ※住民票の交付申請時に、本籍・筆頭者項目“のせる”にチェックをいれてください。
		申込者が認定農業者である場合は、認定農業者であることを証明する書類（経営改善計画認定書）の写し
[応募] 推薦を受けずに 自ら申し込む 場合	様式	飯能市農業委員会の委員申込書（様式第1号）
		申込者の住民票の写し1通（本籍地の記載があり、マイナンバーの記載がないもので、発行後3か月以内のもの） ※住民票の交付申請時に、本籍・筆頭者項目“のせる”にチェックをいれてください。
	添付書類	申込者が認定農業者である場合は、認定農業者であることを証明する書類（経営改善計画認定書）の写し

※複数の推薦を受ける場合でも、様式第1号の提出は1部となります。

(2) 募集要項及び様式の入手方法

- ① 以下の窓口で入手できます。
 - ・飯能市農林部農業振興課（飯能市役所本庁舎別館 1階）
 - ・飯能市農業委員会事務局（ 〃 ）
- ② 飯能市ホームページからもダウンロードできます。
 - ・<https://www.city.hanno.lg.jp/index.html>
 - ・市政情報→農業委員会→お知らせ
→農業委員・農地利用最適化推進委員の募集について（予定）

(3) 書類の提出方法

応募書類及び添付書類を持参又は郵送により、飯能市農林部農業振興課又は飯能市農業委員会事務局まで提出してください。（メールやFAXでの提出は不可です）。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんので、ご了承ください。

7 募集期間

令和8年2月16日（月）から令和8年3月16日（月）まで【必着】
(郵送の場合は募集期間内の消印有効)

※持参の場合は、平日（土日祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

※申込状況により募集期間を延長する場合があります。延長する場合は、飯能市ホームページにより公表します。

8 情報の公表

推薦者及び申込者に関する情報は、募集期間の中間（3月上旬）と期間の終了後（3月中旬以降）に、飯能市のホームページで提出された書類をもとに以下の内容を公表します。

なお、住所、生年月日及び電話番号は公表しません。

（1）個別の情報

- ① 推薦者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別
- ② 推薦者（法人又は団体）の名称、代表者又は管理人の氏名、活動の主たる目的、構成員の人数、構成員の資格又は要件等
- ③ 申込者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- ④ 認定農業者であるか否かの別
- ⑤ 推薦又は応募の理由
- ⑥ 推薦者が被推薦者を飯能市農業委員会の農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募者が飯能市農業委員会の農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別
- ⑦ 農地法その他の農業に関する法令に違反していないことを、本人又は関係者に確認することについての同意に関する事項
- ⑧ 申込者の農業経営の状況を、本人又は関係者に確認することについての同意に関する事項
- ⑨ 申込者が法第8条第4項各号に該当していないことを官公署に照会することについての同意に関する事項

（2）申込者全体の情報

- ① 申込者の数及びそのうちの認定農業者の数

9 選考及び決定方法

- ・飯能市農業委員候補者評価委員会を開催し、提出された申込書等をもとに選考します。なお、必要に応じて面接等を行う場合があります。
- ・法第8条第5項に基づき認定農業者が過半数を占めるとともに、法第8条第6項に基づき農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるよう、選考します。
- ・選考された候補者については、市長が議会の同意を得たうえで、令和8年7月21日に飯能市農業委員会の委員に任命します。

10 結果の通知

結果は、令和8年6月末を目途に、推薦者及び申込者へ書面で通知します。

11 推薦及び応募に係る書類の提出先・問合せ先

〒357-8501

埼玉県飯能市大字双柳1番地の1

飯能市農林部農業振興課又は飯能市農業委員会事務局

(電話) 042-973-2122 (直通)

12 その他

- ・推薦又は応募に要する費用は全て推薦者又は申込者の負担となります。
- ・必要に応じて追加の提出書類を求める場合があります。
- ・申込書に記入された内容を確認するため、必要に応じて本人又は関係機関に照会を行うことがあります。